6　協議会

基本計画を作成しようとする市町村は、基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第六条関係）

7　設備整備計画の認定等

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備に関する計画を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができることとした。（第七条及び第八条関係）

8　農地法等の特例

認定設備整備者が認定設備整備計画に従って行う行為については、農地法、森林法、漁港漁場整備法等の許可があったものとみなすこと等とした。（第九条～第一五条関係）

9　所有権移転等促進計画の作成等

㈠　計画作成市町村は、農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転等を促進する事業をいう。）を行おうとするときは、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めることとした。（第一六条第一項関係）

㈡　所有権移転等促進計画は、その内容が基本計画に適合するものであることその他の一定の要件に該当するものでなければならないこととした。（第一六条第三項関係）

㈢　計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないものとし、当該公告があったときは、当該所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権の移転等が行われることとした。（第一七条及び第一八条関係）

10　援助

国及び都道府県は、市町村に対し、基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めることとした。（第二〇条関係）

11　指導及び助言

計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うこととした。（第二一条関係）

12　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（法律第八二号）（原子力規制委員会）

1　機構の解散

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとすることとした。（第一条関係）

2　独立行政法人通則法の特例

業務実績評価等について原子力規制委員会が従前の例により行うもの等とすることとした。（第二条関係）

3　解散の登記等

1により機構が解散した場合における解散の登記その他機構の解散に関し必要な事項については、政令で定めることとした。（第三条、第四条関係）

4　機構法の廃止

独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成一四年法律第一七九号）は、廃止するものとすることとした。（附則第二条関係）

5　原子力規制委員会職員の採用

原子力規制委員会委員長が、機構の職員を原子力規制委員会職員として採用するために必要な手続を設けることとした。併せて、機構を退職した者であって年齢六〇年以上のものを、原子力規制委員会職員として採用することができるものとすることとした。（附則第三条、第四条関係）

6　原子力規制委員会職員となった者に関する経過措置

㈠　5により採用された原子力規制委員会職員となった者であって、人事院規則で定めるものについては、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとすることとした。（附則第五条関係）

㈡　原子力規制委員会職員となった者の退職手当の算定は、機構の職員としての在職期間を、国の職員としての在職期間として通算するものとすることとした。（附則第六条関係）

㈢　原子力規制委員会職員となった者の厚生年金保険等から国家公務員共済組合への移行に当たり必要な特例を設けることとした。（附則第七条、第八条関係）

7　機構法の廃止に伴う経過措置等

㈠　機構の役員又は職員であった者に係る秘密保持義務は、施行後もなお従前の例によるものとすることとした。（附則第九条関係）

㈡　この法律の施行の際現に旧機構法附則第四条第三項に該当する者については、同項の規定は、なお従前の例によるものとすることとした。（附則第一〇条関係）

㈢　施行日前にした行為及び㈠によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとすることとした。（附則第一一条関係）

8　政令等への委任

この法律の施行に関し必要な事項は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定めることとした。（附則第一二条関係）

9　原子炉等規制法に関する改正

㈠　機構が行うとされていた検査等の事務の規定を削除することとした。（附則第一三条関係）

㈡　施行日前に㈠による改正前に機構がした検査等の行為は、㈠による改正後の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣がした検査等の行為とみなすこととした。（附則第一四条関係）

㈢　施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行日以後である場合の所要の調整規定を設けることとした。（附則第一三条関係）

10　独立行政法人通則法に関する改正

㈠　原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に係る規定を削除することとした。（附則第一五条関係）

㈡　施行日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間、原子力規制委員会に旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会を置くこととした。（附則第一六条関係）

㈢　原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に意見を聴くものとする関係法律の規定を削除することとした。（附則第一七条、第一八条関係）

11　特別会計に関する法律の改正

機構に対する交付金に係る規定を削除することとした。（附則第一九条関係）

12　被用者年金一元化法の改正

被用者年金一元化法に所要の改正規定を加え、及び所要の調整規定を置くこととした。（附則第二〇条、第二二条関係）

13　原子力規制委員会設置法に関する改正

9及び10の改正に伴う所要の改正をすることとした。（附則第二一条関係）

14　施行期日

この法律の施行期日を公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日とすることとした。ただし、5、8及び12については公布日とすることとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三一五号）（外務省）

1　貨物検査等の対象となる北朝鮮特定貨物に、ふっ素系潤滑剤等を追加することとした。（別表一の項及び別表四の項関係）

2　その他所要の規定を整理することとした。

3　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。